

主要国運輸事情調査（スウェーデン） 2008

1. 行政機構

（1）スウェーデンの行政機構

スウェーデン政府は首相府と12の省で構成され、各政策の基本方針や予算、法律等の基本的な事項を取り扱う。行政事務の実施は中央行政庁や地方行政庁が行う。従って、中央省庁は外務省を除いて数百名程度の小規模な組織となっている。

- ・ 首相府（132人）
- ・ 法務省（358人）
- ・ 外務省（1350人）
- ・ 国防省（162人）
- ・ 社会省（285人）
- ・ 財務省（447人）
- ・ 教育・研究省（209人）
- ・ 農業・食糧・漁業省（146人）
- ・ 環境省（196人）
- ・ 産業・エネルギー・通信交通省（322人）
- ・ 社会統合・男女平等省（122人）
- ・ 文化省（119人）
- ・ 雇用省（94人）

※職員数は2007年

（2）運輸関係行政機関

①運輸部門を所管するのは、企業・エネルギー・通信交通省（英語表記では、Ministry of Enterprise, Energy and Communications）。

所管事項は、

- ・ 企業育成
- ・ 地域振興
- ・ 通信・IT
- ・ インフラ
- ・ エネルギー
- ・ 国有企業の管理

②企業・エネルギー・通信交通省には、1人の大臣、1人の担当大臣、2人の副大臣がおり、政治任用ではない上級職としては、官房的な役割を果たすDirector-Generalが1人と法律的な事項を担当するDirector-Generalがいる。組織は、4つのSecretariat（管理、広報、国際関係等を所管）と9のDivision（政策分野を所管）に分かれている。運輸関係局は、交通局（Division for Transport）である。

③平成20年9月現在の大臣はモード・オルフソン（省全体の管理大臣だが、政策的な担当は企業・エネルギー）、通信交通担当大臣はオーサ・トシュテンソン、交通局長はシヴ・

グスタフソンである。

④スウェーデンにおいては、中央省は予算、法令等の基本的事項のみを扱い、行政事務は外局や国営企業などの公的な位置づけを与えられた機関が行う。運輸関連の外局、国営企業、国有企業としては、以下の機関がある。

外局 (Government Agencies)

Rikstrafiken (National Transport Agency、公共交通庁)

Banverket (National Rail Administration、鉄道庁)

Järnvägsstyrelsen (Swedish Rail Agency、鉄道監督庁)

Luftfartsstyrelsen (Swedish Civil Aviation Authority、民間航空局)

国営企業 (Public enterprises)

LFV

Sjöfartsverket (Swedish Maritime Administration、海事局)

Statens Järnvägar (Swedish State Railways)

国有企業 (State-owned enterprises)

SJ AB

Green Cargo AB

SAS AB

(3) 組織の沿革

スウェーデンの行政組織はその時々社会、経済情勢に応じて弾力的に改組される。2002年の第2次パーション内閣(社民党)発足時に、それまであった産業貿易省、労働省、運輸通信省、内務省の4省を統合し、産業・雇用・通信交通省が設置された。2006年の総選挙によって社民党から中道右派連合に政権が交代すると、ラインフェルト内閣は産業・雇用・通信交通省を再び改組し、雇用分野は雇用省として独立させるとともにエネルギー分野を旧持続的発展省(現環境省)から移管することで企業・エネルギー・通信交通省が発足した。

2. 運輸の概況（数値は「TRANSPORT AND COMMUNICATIONS YEARBOOK 2005」 SICA より）

（1）輸送状況（2003年）

鉄道	旅客	11,039	百万人キロ
	貨物	20,141	百万トンキロ
海運	旅客（国内）	7,874	千人
	旅客（海外からの到着）	15.1	百万人
	貨物（国内）	11,806	千トン
	貨物（国際）	137,767	千トン
航空	旅客（国内）	6.7	百万人
	旅客（国際）	15.0	百万人
	貨物（国内）	27.3	千トン
	貨物（国際）	220.3	千トン

（2）インフラ投資額（2002年：百万クローナ）

道路	15,217
鉄道	7,245
港湾	254
空港	3,306

（3）特徴

人流においては、88%（人キロベース）が道路交通である。物流については、道路（40%）鉄道（22%）海運（40%）の輸送分担率（トンキロベース）となっている。

（4）交通計画等

インフラに関する総合的計画を策定中（2008年9月現在）。

3. 航空

（1）概要

スウェーデンには42の空港がある。うち17は国有（軍用2含む）空港である。残り25空港のうち21は自治体所有、4は民間会社所有。

主要空港	滑走路（m）	着陸回数（2006年）	旅客数（2006年）
アーランダ（ストックホルム）	3,301×45 2,500×45 2500×45	113,571回	17,500千人
ランドベッテル（ヨーテボリ）	3,299×45	33,204回	4,279千人
ストルップ（マルメ）	2,800×45 797×46	21,075回	1,882千人

（出典 SICA Statistik2007:14 Luftfart2006）

- ①アーランダ空港からストックホルム市内まで約45キロ、鉄道（特急）で約20分、エアポートバスで約40分。
- ②ランドベッテル空港からヨーテボリ市内までは約25キロ、エアポートバスで約30分。
- ③ストルップ空港からマルメ市内までは約31キロ、エアポートバスで約30分。

(2) 法制度等

スウェーデンの航空及び空港に関する法律は The Aviation Act、The Aviation Security Act がある。(スウェーデン語のみ) 運航に関してはスウェーデン民間航空局 (the Swedish civil aviation authority) に登録すればよく、また、運賃については自由である。(p)

(3) 航空政策・最近の動向

スウェーデンにおいては、主要空港は、L F V が管理・運営している。L F V は 2 0 0 5 年に民間航空庁 (Luftfartsverket) を空港管理部門 (Luftfartsverket (2 0 0 7 年に L F V に名称変更)) と航空監督部門 (Luftfartsstyrelsen) とに分割して作られた国営企業である。空港に対する外資規制はない。

(4) 航空産業

スウェーデンにおける航空会社は 2 0 3 社 (2 0 0 3 年)。主要航空企業は S A S 。 S A S はスウェーデン政府 (2 1 . 4 %)、デンマーク政府 (1 4 . 3 %)、ノルウェー政府 (1 4 . 3 %)、民間 (5 0 %) が株式を所有している株式会社である。2 0 0 7 年の航空部門の税引き前利益 (E B T) は 1 7 . 4 億 S E K (出典 : SAS Group Annual Report 2006)

4. 鉄道

(1) ①総延長距離 : 1 5 3 1 8 k m (約 8 0 % を鉄道庁が管理)

②電化率 : 約 5 0 %

③地下鉄所在都市 : ストックホルム市 (事業者 : S L)

④高速鉄道 : X 2 0 0 0 (事業者 : S J A B)

(2) The Railways Act、The Railways Ordinance

(3) スウェーデンの主な鉄道関連機関・企業

政府の外局

- ・ Banverket (National Railway Administration / 鉄道庁) 国内の鉄道路線の約 8 0 % を所有
- ・ Järnvägsstyrelsen (Swedish Rail Agency / 鉄道監督庁) 鉄道に関する規制、事業免許、安全監督
- ・ Rikstrafiken (National Public Transport Agency / 公共交通庁) 商業ベースに乗らない公共交通サービスの提供 (交通サービス提供を事業者に外注する)

国営企業

- ・ Statens Järnvägar (Swedish State Railways) 車両の貸し出し

国有企業

- ・ SJAB (スウェーデン国鉄) 鉄道旅客事業 税引き前利益 : 5 億 S E K (3 年連続黒字)
- ・ Green Cargo AB (グリーンカーゴ) 鉄道貨物輸送

公営企業

- ・ SL (Stockholm Lokaltrafik AB / ストックホルム交通) 地下鉄、郊外鉄道、バス事業を管理 (路線、車両を所有し、実際の運行は外注。)

民間企業

- ・ A-Train AB アーランダエクスプレス (空港鉄道) の営業

5. 自動車

(1) 自動車旅客・貨物輸送に関する法

Yrkestrafiklag (1998:490) (事業輸送法)

(2) 車検制度

- ① 根拠法：Fordonslag (2002:574) (自動車法)
- ② 車検期間：新車から3年、5年、以後毎年。
- ③ 車検の実施：国有企業である Svensk Bilproving AB

6. 海運・港湾

(1) 海運に関する法制度

①カボタージュ規制

The Law on Foreign Traffic on Sweden and Finland (1724年)に基づき、カボタージュは、EU加盟国、2国間条約、その他特別な場合(スウェーデン船籍が利用不可能な場合)を除きスウェーデン船籍にのみ認められている。

(2) 港湾概要

- ①スウェーデンにおいてはほとんどの港湾は市が所有している。
- ②貨物量が多い主な港湾は以下のとおり (Statistics yearbook of Sweden 2008)

単位：1000トン

ヨーテボリ	39912
ブロフィヨルデン	18591
トレッレボリ	11381
マルメ	9003
カールスマムン	7650

7. 観光(数値は「Tourism and the Travel and Tourist Industry in Sweden 2007」)

(1) 外国人入り込み客数(宿泊数)は10954643(うち5334055はヨーロッパ内から)

(2) 観光業のGDRに占める割合 2.79%

(3) 観光関連雇用者数は138166人で全雇用者の3%程度

(4) 政府の観光担当部局は、企業・エネルギー・通信交通省地域振興局 (Regional Growth)